

《論説》

唐代の里正・坊正・村正の任用規定とその内実
 — 『通典』郷党条所引唐戸令逸文を手がかりとして—

石野 智大

はじめに

唐代の村落制度を構成する郷（500戸、唐代前期に郷正・郷長を設置）一里（100戸、里正）と坊（城内居民区、坊正）・村（城外集落、村正）の各組織には、それぞれ行政的な責任者が設置されており、彼らを中心として基層社会の管理が行われていた⁽¹⁾。このなかでも、各里に設置された里正たちの職掌は「按比戸口」（戸口把握）、「課植農桑」（勸農）、「檢察非違」（治安維持）、「催驅賦役」（賦役催促）と村落行政全般にまたがっており、具体的な事例の検討からも彼らが村落内部で多岐にわたる職務を担っていたことが明らかにされている⁽²⁾。また、郷への行政的な責任者の設置が唐一代を通じては確認できず⁽³⁾、坊正や村正の職掌は「坊（村）門管鑰」（坊門や村門の開閉管理）と「督察姦非」（治安維持）に止まっていた⁽⁴⁾。上記の諸点をあわせてみれば、唐代の村落制度下で中心的な役割を果たしたのは、やはり里正たちであったと考えられる。

これら唐代里正の設置や職掌などの記載は、『通典』巻3・食貨3・郷党条の唐代記事に載せられており、先行研究でも唐代村落制度の基本史料として利用されてきた。また、本条の唐代記事は開元25年（737）戸令の逸文であることから、唐令復原研究において早くより注目されており、唐復原戸令の一丙条、二三条、二二丙条、二五丙条、五条の典拠史料として取り上げられている⁽⁵⁾。本条の唐代記事のなかでも、村落制度と関わるのは村落組織全般に関する規定（一丙条に相当）と⁽⁶⁾、村落組織に設置された里正・坊正・村正の任用に関する規定（五条に相当）であり、とりわけ後者はその他の唐代史料にはみられない貴重な史料であろう。

しかし、里正・坊正・村正（以下、里正等と略称）の任用規定は従来の研究で頻りに引用されてきたものの、これまで規定内容そのものにはまとまった検討が加えられていない。また、本史料を利用した先行研究においても、その内容理解には不確かな部分が散見しており、現在確認できる関連史料も踏まえて規定内容全体を読み直す必要があるように思われる。

そのため本稿では、唐代村落制度の基本史料の一つである里正等の任用規定を改めて取り上げ、その具体的な構成と内容を明らかにする。そのうえで、里正等の任用規定とその他の文献史料や出土史料との対照を行い、それを通して条文規定の内実を探ることにしたい⁽⁷⁾。

1. 『通典』郷党条と唐戸令第五条の復原研究

貞元 17 年 (801) 10 月に杜佑が上献した政書である『通典』の巻 3・食貨 3・郷党条は⁽⁸⁾、歴代の村落組織の変遷を概述した一条であり、条末には同時代である唐代の記事が配置されている。また、その唐代記事は「令」の引用文であるため、これまでの唐令復原研究でも注目されており、『通典』に残る開元 25 年戸令の逸文として取り上げられてきた⁽⁹⁾。

これら唐代記事のなかでも、本稿が注目するのは記事後半にみえる里正・坊正・村正の任用規定である。まずは、その全文を (A) として掲げることにしたい。

(A) 『通典』巻 3・食貨 3・郷党条

諸里正、県司選勲官六品以下、白丁清平強幹者充、其次為坊正。若当里無人、聽於比鄰里簡用。其村正取白丁充。無人処、里正等並通取十八以上中男、殘疾等充。

諸そ里正は、県司は勲官の六品以下、白丁の清平にて強幹なる者を選びて充て、其の次を坊正と為せ。若し当里に人無くんば、比鄰の里に於いて簡用するを聽す。其れ村正は白丁を取りて充てよ。人無き処は、里正等並びに通じて十八以上の中男、殘疾等を取りて充てよ。

またこれとあわせて、元代の大徳 11 年 (1307) に成書され、泰定元年 (1324) に刊行された馬端臨『文献通考』に残る同内容史料を (B) として並べる⁽¹⁰⁾。

(B) 『文献通考』巻 12・職役考 1

諸里正、県司選勲官六品以下、白丁清平強幹者充、其次為坊正。若当里無人、聽於比鄰里簡用。其村正取白丁充。無人処、里正等並通取十八以上中男、殘疾免充。

(A) と (B) はほぼ同文であるが、両者の文言は最後の部分で 1 字だけ相違しており、(A) の「等充」が (B) では「免充」とある。そのため、これに注目した李浩氏は殘疾が里正の多岐にわたる職掌を全うすることはできないと考え、(B) の「免」の方が理に適うとした⁽¹¹⁾。しかし、李浩氏のように (B) の「並通取十八以上中男」と「殘疾免充」とを分け、殘疾が里正等に充當されないと読むことは難しい。また、(B) はその前の記事も含めて (A) と一致しており、『通典』郷党条からの全文再録と判断できる。さらに、後掲する天宝年間の敦煌郡敦煌県差科簿中には「白丁殘疾」の村正就任者が 1 人おり、少なくとも「里正等」のうちの村正に殘疾丁を充てた事例が確認できる。これらからみれば、(B) の「免」は訛字と考えられ、殘疾が「里正等」に充當されないとする李浩氏の解釈は斥けられよう。里正等の任用規定の文言は (A) に従うべきである。

そのうえで、これら二史料をもとに行われた唐戸令第五条の復原研究の推移を整理すれば、次のようになる。最初に日本養老戸令第四条 (取坊令条) に対応する唐令逸文として (A) を挙げたのは、日唐令比較研究の先駆者である中田薫氏であった⁽¹²⁾。また、仁井田陸氏の『唐令拾遺』では上記の中田薫氏の指摘を受けつつ、(A) と (B) を復原典拠として唐戸令第五条 [開二五]

が復原された⁽¹³⁾。そのなかでも重要視されたのは成書年代の早い(A)であり、それゆえ唐戸令第五条の文言は全て(A)と同じである。その後、『唐令拾遺補』では文言の変更はないものの⁽¹⁴⁾、『唐令拾遺』の「勳官六品以下白丁、清平強幹者」部分の校点が「勳官六品以下、白丁清平強幹者」に訂正された。これに加えて、本条の「参考資料」として『唐律疏議』巻11・職制律・監臨家人乞借条の疏議と『宋刑統』巻11・職制律・監臨内借貸役使買売条の疏議が追加され、両史料の「其里正坊正、職在驅催、既無官品(其の里正坊正、職は驅催に在り、既に官品無し)」部分が挙げられた。これらの二史料が「参考資料」として挙げられた理由は、おそらく里正や坊正の職自体に官品がないことを明記しているためであろう。

『唐令拾遺』における戸令第五条の復原方法は簡潔であり、それゆえ復原された文言にも異論は出ていない。一方で、『唐令拾遺』での「勳官六品以下白丁、清平強幹者」の断句は不自然であり、「勳官六品以下」と「白丁」がともにその後の「清平強幹者」にかかることから、『唐令拾遺補』での訂正が妥当である。ただし、この校点の付け方は『唐令拾遺補』での新たな知見ではなく、『唐令拾遺』に先立つ最初期中田薫氏の研究からも確認できるものであった⁽¹⁵⁾。

唐代の里正等の任用規定を伝える史料のなかでも重要なのは、(A)『通典』巻3・食貨3・郷党条であり、唐戸令第五条〔開元25年令〕の復原でも本史料が主要典拠となった。現在確認できる里正等の任用規定としては、実質的に(A)が唯一の史料といえよう。そのため以下では、唐戸令第五条すなわち(A)の文言に基づき、具体的な検討を加えることにしたい。

2. 唐代の里正等任用規定の構成と内容

唐代の里正・坊正・村正の任用規定である(A)は、その内容をさらに細かく分けることができる。すなわち、①里正と坊正の任用規定、②上記の①の例外規定(被任用者の所屬地域)、③村正の任用規定、④上記の①と③の例外規定(被任用者の身分)の4つである。

最初の①「諸里正、県司選勳官六品以下、白丁清平強幹者充、其次為坊正(諸そ里正は、県司は勳官六品以下、白丁の清平にて強幹なる者を選びて充て、其の次を坊正と為せ)」は、里正の任用とそれに付随する形で坊正の任用を定めており、(A)のなかでも中心的な規定である。そこでは里正の任用について、(1)県が該当の里内から選出して充当し、(2)その対象者の身分は勳官6品以下の者ないしは白丁であり、(3)資質は清廉公平で実務能力に秀でた者とある。ここで登場する勳官6品以下とは勳官の驍騎尉(正6品上)、飛騎尉(従6品上)、雲騎尉(正7品上)、武騎尉(従7品上)であり、それらは課役免除の身分である⁽¹⁶⁾。また、坊正の被任用者は里正の被任用者に次ぐ者としており、その任用基準は里正と同様であった。里正と坊正はともに県によって同地域から選出されるものの、両者は異なる存在であり、被任用者の充当では里正の方が坊正

よりも優先されていたのである。なお、①では里正・坊正の設置人数を明記しないが、里に里正、坊に坊正が各1人設置されたことは、『通典』巻3・食貨3・郷党条に残る開元25年戸令逸文（一丙条に相当）から確認することができる。

続く②「若当里無人、聴於比鄰里簡用（若し当里に人無くんば、比鄰の里に於いて簡用するを聴す）」は、該当里内に適当な人物がない場合に近隣の里から選出・任用することを許可するもので、①の例外規定にあたる。「当里」や「比鄰里」とあることから、②の対象に里正が含まれることは間違いない。一方で坊正が②の対象であったかは判然としないが、①の内容に誤りがなければ、里正の任用候補者がいない場合にはその次点である坊正の任用候補者もないことになり、里正と坊正はともに近隣の里や坊からの選出・任用が可能であったと考えられる⁽¹⁷⁾。

これら里正・坊正の任用規定の後には③「其村正取白丁充（其れ村正は白丁を取りて充てよ）」があり、村正の任用が定められていた。村正の任用基準は里正・坊正に比べて簡単なもので、白丁から選んで充当するというものである。また、村正には②の例外規定が適用されず、原則として該当村内（またはそれとも重なる里内）の白丁が選ばれた⁽¹⁸⁾。里正には他里からの任用が認められる反面、城外の集落で里正と並置された村正には該当地域内の人物が充てられたのである。

なお、③に明記されない村正の設置人数は、先述した里正・坊正と同様に『通典』巻3・食貨3・郷党条に残る開元25年戸令逸文から確認でき、各村に1人を設置したことが知られる。ただし、同史料の後半には「其村満百家、増置一人（其の村百家を満たせば、一人を増置す）」、「其村居如〔不〕満十家者、隸入大村、不須別置村正（其の村居如し十家に満たざれば、大村に隸入し、別に村正を置くを須いず）」とあるように、該当の村が里よりも大きい100家以上の大村の場合は村正1人を増置し、逆に10家未満の小村の場合は大村に属入して個別に村正を設置しなかった。

これまでに確認してきた通り、①では里正と坊正の対象者を勳官6品以下か白丁の者とする。また、③にみえる村正も白丁からの充当を原則としていた。これに対して、最後の④「無人処、里正等並通取十八以上中男、残疾等充（人無き処は、里正等並びに通じて十八以上の中男、残疾等を取りて充てよ）」は、該当の人物がない地域では「里正等」（里正・坊正・村正）に18歳以上の中男や残疾丁等から選出・充当することを認めたもので⁽¹⁹⁾、①と③の例外規定にあたる。

唐代の丁中制は時期によって年齢の区分がやや変動するものの、開元25年令段階では16～20歳が中男、21～59歳が丁男であり、天宝3載（744）より前では中男が16歳以上であることは共通する⁽²⁰⁾。したがって、④にみえる「十八以上の中男」とは、中男の年長者を指している。また、もう一方の残疾丁は、唐復原戸令第九条〔開元25年令〕に、「諸一目盲、兩耳聾、手無二指、足無三指、手足無大拇指、禿瘡無髮、久漏、下重、大瘻瘡、如此之類、皆為残疾（諸そ一目盲、兩耳聾、手に二指無し、足に三指無し、手足に大拇指無し、禿瘡にして髮無し、久漏、下重、大瘻瘡、此くの如きの類は、皆残疾と為せ）」とあるように対象が明確であり⁽²¹⁾、唐代の三疾（残疾、

痲疾、篤疾)のなかでは最も程度の軽い身体障害を持つ者であった。

唐代前期において丁男と18歳以上の中男には同様の給田が行われたものの、①や③で候補者の身分として挙げられる白丁は課役(租・調・役)と雑徭を負担し、④にみえる18歳以上の中男は課役免除で雑徭の義務を負い、残疾丁は正役と雑徭が免除されて課(租・調)を負担した⁽²²⁾。そのうえで、『通典』巻3に残る開元25年戸令逸文(一丙条)をみると、里正と坊正は「並免其課役(並びに其の課役を免ず)」とある。また、天聖賦役令の唐15条では「兩京坊正、県録事、里正、州県佐・史」などを列挙して「並免課役(並びに課役を免ず)」とあり、同唐18条では「漏刻生、漏童、藁童、奉觶、羊車小史、嶽瀆齋郎、獸医生、諸村正、執衣、墓戸」を「並免雑徭(並びに雑徭を免ず)」とする。さらに、課役が免除される際には雑徭も免除されたと考えられており、里正・坊正の「免課役」も雑徭の免除を伴うものとみてよい。

このうち、坊正の課役免除は天聖賦役令唐15条では「兩京の坊正」とあって長安・洛陽城内の坊正に限定されており、『通典』所引の開元25年戸令逸文とは内容が相違する。しかし、都城内のみならず、地方県城内にも坊正が設置されたことは同時代の石刻史料から確かめられる⁽²³⁾。また、里正と兩京坊正と村正の税負担免除が記される一方で、地方県城の坊正のみが税負担の免除を全く受けなかったとは考えがたく、開元25年戸令逸文が記すように坊正は課役免除とみるのが穏当であろう⁽²⁴⁾。つまり、白丁、18歳以上の中男、残疾丁が里正・坊正に充当された場合には租・調・役と雑徭が免除され、村正に充当された場合には雑徭が免除されており、里正・坊正・村正の就任者は基本的な税負担が免除される仕組みであったと考えられる。

ただし、このようにみると、③と④にみえる白丁や残疾丁が村正に就任した際には雑徭のみの免除となり、上記の税負担免除の原則からやや外れることになろう。そこで雑徭の免除対象者を記載する天聖賦役令唐18条に改めて注目すると、条文中で村正とともに列挙される漏刻生、漏童、奉觶、羊車小史、嶽瀆齋郎、執衣には未成丁の男子(中男、小男)を充当するのが原則となっており⁽²⁵⁾、本条は未成丁者が役務に服した場合の雑徭免除を定めた条文であると考えられる⁽²⁶⁾。また、本稿でも後に取り上げる天宝年間の敦煌郡敦煌県差科簿からは、同条に登場する村正や執衣のほぼ全てが中男で占められていることも知られてきた⁽²⁷⁾。要するに、天聖賦役令唐18条の立法趣旨および敦煌差科簿にみえる実態の両面からも、村正には中男を充当するのが基本であった。実際の村正の任用では③の原則と④の例外との関係が半ば逆転しており、中男からの選出・充当を基本としつつ、例外的に白丁や残疾丁が充当されたのである。とすれば、先述した白丁や残疾丁の村正就任は一般的な事例にはなりえず、現実には稀な事例として位置づけられよう⁽²⁸⁾。

これまでに進めてきた(A)の検討によって、唐代里正等の任用規定の構成と内容は明らかになった。しかし、これらの任用規定の位置づけを明確にするには、規定の内容のみならず、その具体的な運用面についても検討を加える必要がある。節を改めたい。

3. 里正等任用規定と関連史料との対照

里正等の任用規定である(A)の関連資料は豊富とはいえず、その検討には史料的な制約が伴う。また、現在確認できる坊正や村正の事例は限られており、なかでも任用規定と関わる史料はほとんど確認できない。しかし、里正についてはいくらかの関連史料を見出すことができる。そのため、本節では里正を中心に検討を進め、(A)とその他の文献史料や出土史料との対照を通して、里正等の任用規定の内実を探ることにしたい。

里正等の任用規定のうち、①の(1)県による選出・充当については、龍朔3年(663)2月に作製された吐魯番出土の「范隆仁墓誌」が重要な史料となる⁽²⁹⁾。すなわち、その5~7行目には、

一県銓擢、任為百家之長。郷閭嘆其平恕、隣里讚其無私。驅役数年、選任高昌県佐使。
一県に銓擢せられ、任ぜられて百家の長と為る。郷閭其の平恕なるを嘆き、隣里其の無私なるを讚う。驅役せらるること数年にして、高昌県の佐使に選任せらる。

とあるように、范隆仁は高昌県から選出・任用されて「百家之長」(里正)に就任しており、里正として数年間職務に従事した後、高昌県の「佐使」(佐史)に任用されていた。また、『文苑英華』卷926・碑83・李邕「桂州長史程府君神道碑」では、唐代前期に程文英が県令に在任していた際の善政を強調するなかで「皆代工開化、順時布和、慎簡里胥、周省条簿(皆工に代わりて化を開き、時に順いて和を布き、慎みて里胥を簡び、周く条簿を省る)」とあり⁽³⁰⁾、県令として慎重に「里胥」(里正)の選出を行ったことが挙げられる⁽³¹⁾。さらに、『冥報記』卷下・唐潘果では、唐初の都水小吏であった潘果が仏教に帰依して追善供養を行った後に里正に任用されたことを記しており、そこでは「県官用為里正(県官用いて里正と為す)」と明記される⁽³²⁾。本史料は仏教説話的な要素が強いものの、里正の任用に関する記載は当時の現実を反映したものとみてよからう。以上からも、令制通り、県官によって里正の選出や任用が行われていたことは確かである。

次いで、里正等の対象者の身分を取り上げたい。①の(2)と③にみえる任用規定の原則では里正・坊正は勲官6品以下の者ないしは白丁であり、村正は白丁とあった。また、④では該当する人物がない場合の例外として、18歳以上の中男や殘疾丁等からの充当を認めていた。このうち、坊正については就任者の身分に関する具体的な史料を欠く。しかし、里正と村正は「天宝安間敦煌郡敦煌県差科簿」(P.3559、P.2657、P.2803、P.3018v)からその一面を知ることができよう⁽³³⁾。

天宝10載(751)頃の史料と推定される当差科簿には、敦煌県下の懸泉郷(?)、慈惠郷、從化郷、燉煌郷(?)、某郷(不明)、壽昌郷の6郷の差科の対象者が登載されており⁽³⁴⁾、その中には5郷において里正就任者10人、村正就任者13人の合計23人が確認される。本差科簿はこれまでの研究で多く利用されてきた史料であるが⁽³⁵⁾、本稿においても重要な史料となるため、里正・村正就任者の姓名、身分、年齢などを改めてまとめ、以下の表1に示しておきたい。

表1 天宝年間敦煌郡敦煌県差科簿にみえる里正・村正就任者

No.	姓名	職名	郷名	身分	年齢	戸等	文書番号
1	李忠臣	里正	慈恵郷	上柱国子	29	下中戸	P.3559
2	張光鶴	里正	慈恵郷	上柱国子	32	下下戸	P.3559
3	張仙舟	村正	慈恵郷	中男	20	下中戸	P.3559
4	公孫悉郎	村正	慈恵郷	中男	17	下中戸	P.3559
5	令狐廻廻	村正	慈恵郷	中男	22	下下戸	P.3559
6	荆思言	村正	慈恵郷	中男	18	下下戸	P.3559
7	安仕徳	村正	慈恵郷	中男	20	下下戸	P.3559
8	張神慶	村正	慈恵郷	中男	19	下下戸	P.3559
9	陰光児	村正	慈恵郷	中男	20	下下戸	P.3559
10	康令欽	里正	従化郷	柱国子	40	下下戸	P.3559
11	羅奉鸞	里正	従化郷	白丁	31	下下戸	P.3559
12	曹遊庭	里正	従化郷	白丁	30	下下戸	P.3559
13	安突昏	村正	従化郷	中男	22	下下戸	P.3559
14	何抱金	村正	従化郷	中男	18	下下戸	P.3559
15	羅雙利	村正	従化郷	中男	20	下下戸	P.3559
16	羅特勲	村正	従化郷	白丁	35	下下戸	P.3559
17	汜履遊	里正	燉煌郷 (?)	品子	45	—	P.2657
18	李璆光	村正	燉煌郷 (?)	中男	18	—	P.2657
19	賈楚楚	村正	某郷 (不明)	白丁残疾	46	—	P.2803
20	平履瑤	里正	寿昌郷	上柱国子	40	下上戸	P.3018v
21	王庭秀	里正	寿昌郷	白丁	40	下中戸	P.3018v
22	索承宗	里正	寿昌郷	白丁	31	下下戸	P.3018v
23	范履新	里正	寿昌郷	白丁	32	下下戸	P.3018v

表中の人名は郷ごとにまとめたうえで、里正と村正とを分けて並べた。なお、戸等が差科簿中に未記載の場合は「—」を附した。

表1に挙げた23人のうち、里正10人の身分は上柱国子3人、柱国子1人、品子1人、白丁5人であり、村正13人の身分は白丁1人、中男11人、白丁残疾1人であった⁽³⁶⁾。ここで里正就任者の身分にみえる上柱国子・柱国子は勲官の上柱国(正2品)と柱国(従2品)の子を指しており、品子は職事官・散官6品～9品の子と勲官3品～5品の子を指す⁽³⁷⁾。上柱国子・柱国子・品子は勲官ではないが、白丁より上位に位置づけられており、勲官と白丁の中間的な存在であった。なお、里正・村正の戸等は下上戸1人、下中戸4人、下下戸15人、不明3人で9等戸が大勢を占めるが、里正等の戸等に関する史料はほとんど確認できず、その傾向までは不明である⁽³⁸⁾。

残存する部分が比較的多い慈恵郷、従化郷では里正・村正がともに多く登場するが、その他の郷では残存部分の少なさに比例して里正、村正もわずかであり、表中の事例は各郷の里正、村正の全体を伝えるものではない。しかし、この限られた事例からも、里正には白丁以上が充当されており、村正には中男を主に充当しつつ、一部で白丁と残疾丁を充てたことが明らかとなる。なお、No.4の村正である公孫悉郎は17歳で「中男」とされるが、当時の丁中制では中男は18歳～

22歳であり、ここでは差科に加える必要から17歳が中男扱いされた可能性があろう⁽³⁹⁾。

本差科簿中の里正に勲官はいないものの、かえって上柱国子・柱国子・品子が確認でき、任用規定の①の(2)の「勲官六品以下、白丁」には勲官と白丁の中間に位置する上柱国子・柱国子・品子も含まれていたと判断できる。また、里正の任用においては白丁からの任用という原則が厳密に守られており、④の例外規定をもとに中男や残疾丁を充当する事例が存在しないことは注目される。もう一方の村正は、前節でも述べたようにほとんどが中男で占められており、必ずしも原則通りの運用とはなっていない。先行研究ではその理由を西北辺境における小村落の問題や兵役の繁多などに求めてきたが⁽⁴⁰⁾、先述した天聖賦役令唐15条の内容から村正には本来的に中男を充当したと考えられ、村正がほぼ中男であることを特殊な事例とみなす必要はなからう。また、全体からみると例外的とはいえ、No.16、19に白丁と残疾丁の村正就任者が各1人確認できることは重要である。これらの事例は、里正等任用規定中の③にある白丁からの村正任用、④にある残疾丁からの「里正等」任用が、全くの空文ではなかったことを裏付けるものであった。

さらに、里正等の身分とあわせて定められる資質は、①の(3)に清廉公平で実務能力に秀でた者とある。先に取り上げた「范隆仁墓誌」には里正就任後の様子を記して「郷閭其の平恕なるを嘆き、隣里其の無私なるを讃う」とあり、当地では范隆仁の清廉公平なさまが称賛されていたとある。墓誌の人物評価は多分に誇張されたものであろうが、同時代史料からも里正就任者の資質として清廉さや公平性が重視されていたことは明らかである。また、もう一方の資質である実務能力については、『広異記』范端に「涪陵里正范端者、為性幹了、充州県任使(涪陵の里正范端は、性幹了なるが為に、州県の佐使に充てらる)」とあるように、涪陵県にいた里正の范端は、事務処理能力の高さを買われて州県の佐史に充当されたという。全土にわたる里正就任者各自の資質が任用規定の通りであったとはみなしがたいものの、上記の事例は①の(3)にみえる里正就任者の資質が実際の社会でも一定程度意識されていたことを伝えている。

最後に残るのは①の例外規定である②であり、そこでは里正や坊正の任用に際して該当里内に候補者がいない場合に近隣の里から選出、任用することを認めていた。これについては明確な事例を見出しがたいものの、先行研究が取り上げた吐魯番地域の里正の事例が参考になる⁽⁴¹⁾。

李方氏は唐代前期の西州高昌県下に生きた史玄政が龍朔3年(663)～麟徳元年(664)12月30日には崇化郷の里正として、開耀年間(681～682)～永淳元年(682)頃には太平郷の里正として活動したことを明らかにし、彼が生涯で複数地域の里正に就任していたことを示した⁽⁴²⁾。また、張雨氏は開耀2年(682)前後の67TAM376:03(a)「唐西州高昌県諸郷里正上直暨不到人名籍」と永淳2年(683)頃の64TAM35:41(a)-2「唐西州高昌県諸郷百姓配役官司名籍」がともに高昌県の里正上直名簿であることを確認し⁽⁴³⁾、さらに前者1行目の寧昌郷の里正康達が後者2行目では寧大郷の里正と変化していることから、近隣他郷での里正就任が存在することを指摘した⁽⁴⁴⁾。

史玄政の二度の里正就任は時間が離れており、李方氏も推測するように、その間に居住地を変更していた可能性がある。しかし、康達の二度の里正就任は年代が近く、そのいずれかは郷をまたいだ里正就任の事例である蓋然性が高い。そうであれば、里正は近隣の同郷他里のみならず、他郷他里でも就任が可能であったことになる。なお、②の例外規定でも「隣里」が他郷所属の里であることを排除しておらず、規定上は近隣の里であれば就任が可能であった。

以上でみてきたように、(A)の任用規定のなかでも里正の任用に関わる部分はその他の文献史料や出土史料から裏付けることができ、基本的に令制通りの運用が行われていたと考えられる。一方で村正の任用については、前節でも述べたように③の原則と④の例外との関係が半ば逆転しており、中男を充当するのが基本であった。ただし、わずかとはいえ、白丁や残疾丁が村正に充当されているのをみれば、(A)の任用規定が下敷きとして機能していたことが窺える。(A)は里正等の任用の基本的なありかたを示した法制史料であり、それが現実にとどの程度機能していたかは別途に検討を要する問題であった。しかし、本節での検討によって、(A)の里正等任用規定の村落制度史料としての有用性とそれを扱う際の注意点とが改めて明確になったといえよう。

4. 里正等就任者の年齢傾向とその背景

最後に、前節までの検討では十分に論じることのできなかつた問題を取り上げたい。それは任用規定にみえる里正等の年齢と実際に里正等に就任した人物の年齢との関係についてである。任用規定の①と③によれば、里正・坊正・村正はともに丁男を対象としており、また④では例外的に18歳以上の中男を可としていた。それゆえ、規定上では就任者の年齢は最低で18歳、最高で入老前の59歳ということになり、上限と下限が明確に設定されている。

しかし、多岐にわたる職務を担った里正等の就任者の年齢が、令制通りに18～59歳という幅広い年齢層にまたがるものであったかは定かではない。里正等の年齢はこれまで丁男か中男かという分類を除いてほとんど注目されないものの、その傾向については吟味しておく必要がある。そのため、本節では文献・出土史料から里正等に就任した人物の年齢を取り上げ、その傾向の有無を明らかにする。また、それを通して村落制度下の里正等の位置づけにも論及してみたい。

前節でも取り上げた『真報記』巻下・唐潘果によれば、潘果は「年未弱冠、以武徳中任都水小吏（年未だ弱冠ならず、武徳中を以て都水の小吏に任ぜられる）」とあり、武徳年間（618～626）に20歳未満であった。また、その後には「県官用為里正。（余慶、貞観十八年為監察御史、自向臨説云爾）（県官用いて里正と為す。〔鄭〕余慶、貞観十八年監察御史と為り、自ら〔唐〕臨に向いて説きて爾云う）」とあり⁽⁴⁵⁾、彼が里正に就任したのは貞観18年（644）より前であることが知られる。したがって、潘果が仮に武徳2年（619）に20歳を迎えたとしても、貞観18年時点で

は45歳であり、里正に就任したのは早くも20代前半、遅くても40代半ば以前となる。

これとほぼ同時期の事例として注目されるのが、吐魯番出土の差科簿や墓誌にみえる里正就任者の年齢であり、それらを整理したものが以下の表2である⁽⁴⁶⁾。

表2 吐魯番出土史料にみえる里正就任者の年齢

No.	姓名	職名	年齢	所属県郷名	就任年代	典拠史料
1	王善海	里正	28歳	不明(高昌県)	貞観21(647)～24年(650)の間	65TAM42:90(a),91(a)「唐令狐鼠鼻等差科簿(?)」
2	汜文信	里正	28歳	不明(高昌県)	同上	同上
3	汜歆伯	里正	49歳	不明(高昌県)	同上	同上
4	陽士通	里正	24歳以前	高昌県安西郷	永徽6年(655)12月13日以前	73TAM504:36「陽士通墓誌」
5	李玄裕	里正	24歳	交河県名山郷	開元年間(713～741)	書道博物館・東京国立博物館蔵「唐西州交河県名山郷差科簿」

表2に基づくと、吐魯番出土史料にみえる唐代前期の里正就任者の年齢は20代の半ばから後半が中心であり(No.1、2、4、5)、わずかに40代後半の人物(No.3)もいたことが明らかになる。また、史料中に具体的な年齢を明記する事例ではないが、李方氏の検討によって唐代前期の西州高昌県にいた史玄政は龍朔3年(663)に21歳前後で崇化郷の里正となり、さらに開耀年間(681～682)～永淳元年(682)頃には40歳前後で太平郷の里正に就任したことが知られる⁽⁴⁷⁾。史玄政の事例も、前述した潘果や表2の事例に一致していることが明らかであろう。

次いで、前掲の表1で整理した天宝年間(751年頃か)における敦煌郡敦煌県下の里正・村正就任者の年齢を改めて確認すれば、里正10人は全員丁男で年齢は29歳～45歳に分布しており、その内訳は20代後半が1人、30代前半が5人、40代前半が3人と40代半ばが1人となる。また、村正13人は中男11人と丁男2人で年齢は17歳～46歳に分布し、内訳は10代後半が5人、20代前半が6人、30代半ばが1人、40代半ばが1人であった。年代の下る敦煌県下の事例では、先にみた吐魯番地域の高昌県や交河県の事例に比べて里正の年齢がやや高めに出ていることが特徴であろう。ただし、敦煌差科簿にみえる5郷間では里正・村正就任者の年齢の分布に特別な差異はみられず、同様の傾向を示している。また、里正の年齢が20代から40代までに収まることは、唐代前期の吐魯番地域と唐代後期の敦煌地域の事例に共通していたのである。なお、先述した敦煌県差科簿にみえる17歳の中男(表1のNo.4)は特殊な事例であり、その1例を除けば、里正・村正就任者の年齢において18歳以上という下限は守られていたと判断できよう。

以上の検討によって、唐代の村落制度下で行政的な役割を担う里正や村正の年齢は基本的に40

代以前であり、里正には20代半ばから40代後半の人物が就任し、村正には10代後半から40代半ばの人物が就任していたことが明らかになる。すなわち、里正等の任用規定にみられた18～59歳という上下限は原則に過ぎず、実際の就任者の年齢には明確な偏りがあったのである。とくに、50代以上が確認できず、取り上げた事例全てが40代以前に収まることは注目してよかろう。

唐代の坊正の事例は僅少であり、現時点ではそこから年齢を探ることは難しい。また、唐代の西州では城外の村は組織されていないことが指摘されており⁽⁴⁸⁾、村正の事例は確認できない。それゆえ、里正等のなかでも坊正の年齢は不明であり、また村正の年齢も前掲表1の敦煌県差科簿から判明する内容に止まっている。しかし、里正の年齢については、年代や性格が異なる複数の史料からも同様の傾向を見出すことができた。さらに、唐代の里正の前身である隋代の里長の年齢もあわせて確認すれば、仁寿元年(601)頃に里長に就任した秘丹の年齢は丁男の23歳以上(28歳以下)であり⁽⁴⁹⁾、大業7年(611)以前に里長に就任した竇建徳の年齢は遅くとも39歳以前であった⁽⁵⁰⁾。したがって、隋代里長の就任者の年齢も唐代里正と同様であったことが窺える。

かつて唐人の平均死亡年齢を計算した李燕捷氏は、当時確認しえた文献史料や墓誌から2944人の事例を抽出して57.55歳という年齢を提示した⁽⁵¹⁾。また、その後に蒋愛花氏はより確実な検討を行うために生没年が明確な唐代墓誌5053例を対象とし、その平均死亡年齢が59.2529歳であることを指摘した⁽⁵²⁾。これらの研究によれば、唐人の平均死亡年齢はおおよそ57～59歳となる。

そのうえで先述した里正・村正就任者の年齢をみれば、当時であっても彼らの大部分は若い世代に位置していたことが理解できる。さらに、これとあわせて注目すべきは、村落社会内部で里正等とともに存在した耆老や父老等の高年者の存在であろう。とくに耆老には50歳以上の高年で有徳な人物が県から任命され、主に教化を担う存在として郷に設置されていたのであり⁽⁵³⁾、その年齢は村落社会において行政的な役割を担う里正や村正とは対照的なものであった。

以上よりみれば、唐代の村落制度下には、里正を中心とする40代以前の行政的な責任者と耆老をはじめとする50代以上の主に教化を担う高年者とがあわせて設置されており、これら年齢的な差異を伴う両者の役割分担を通して村落社会の日常的な安定が図られていたといえよう。里正・坊正・村正の職掌にはときに多くの身体的労力を伴う治安の維持が含まれており⁽⁵⁴⁾、その就任者は体力的な面からも若年層の方が適当である。また、唐人全体の平均死亡年齢が丁中制で分類される「老」(60歳以上)を下回る状況にあつて、教化担当者の年齢基準を老男以上に限定することはそもそも難しい。このようにみたととき、40代以前の行政担当者と50代以上の教化担当者という線引きは、それが制度的な裏付けを持つかは別にして、実に穏当なものであったと考えられる⁽⁵⁵⁾。里正等の任用規定からは窺い知ることのできない唐代村落社会の一面である。

おわりに

本稿では、唐代村落制度の基本史料である里正・坊正・村正の任用規定を取り上げ、その他の関連史料との対照も踏まえて、全体の読み直しを行ってきた。

これまでの検討によって、『通典』郷党条に残る里正等任用規定の内実は明らかになり、村落制度史料としての有用性が確かめられるとともに、一方では注意すべき部分も浮き彫りになったといえよう。さらに、任用規定にみえる里正等の年齢の上下限の是非を判断するにあたって、実際に里正等に就任した人物の年齢に着目した結果、唐代の村落社会内部において40代以前と50代以上という年齢差を伴う行政・教化担当者の役割分担が存在したことも明確になった。これらの知見は、唐代の基層社会の構造を読み解くうえでも、重要な手がかりを提供するものとなる。

しかし、唐代の地方行政制度や村落制度の内部における里正等の立ち位置を明確にするには、里正を含む複数の雑任の任用規定に目を向け、その全体的な構成を明らかにする必要がある。また、今回詳しく論じることのできなかつた坊正については、新たな史料の探索も踏まえた検討が求められよう。いずれも史料的に検討の難しい内容を含んでいる。今後の課題としておきたい。

註

- (1) 拙稿「唐代前期村落制度構造の再検討」(『唐代史研究』第17号、2014年)を参照。
- (2) 唐代里正の具体的な職務内容について、詳しくは宮川尚志「唐五代の村落生活」(『岡山大学法文学部学術紀要』第5号、1956年)、孔祥星「唐代里正—吐魯番・敦煌出土文書研究—」(『中国歴史博物館館刊』1979年第1期)、堀敏一「唐代の郷里制と村制〔附〕社制」(『中国古代の家と集落』汲古書院、1996年所収)、張国剛「唐代郷村基層組織及其演变」(『唐代家庭与社会』中華書局、2014年所収、初出2009年)、拙稿「唐代郷里制下における里正の治安維持活動」(『駿台史学』第140号、2010年)を参照。
- (3) 唐代前期における郷正・郷長の置廃は、拙稿「唐初村落制度の「新史料」—西安碑林博物館蔵「荔非明達等四面造像題名」の再検討—」(『明大アジア史論集』第17号、2013年)13～15頁、前掲註(1)拙稿「唐代前期村落制度構造の再検討」35頁を参照。ただし、郷長の廃止時期についてはなお判然としない部分がある。
- (4) 村正の令制上の職掌は村門の開閉管理と治安の維持であるが、その他に里正の職掌として知られる賦役の催促や勸農にも関わった事例が一部で確認できる。前掲註(2)堀敏一「唐代の郷里制と村制〔附〕社制」411～416頁、李浩「唐代的村落与村級行政」(常建華主編『中国社会歴

- 史評論』第6巻、天津古籍出版社、2006年所収）102～105頁を参照。
- (5) 仁井田陞『唐令拾遺』（東京大学出版会、1964年復刻版、初版1933年）、および仁井田陞著、池田温編集代表『唐令拾遺補』（東京大学出版会、1997年）の戸令第九の復原を参照。
- (6) 筆者はかつて本条の唐代記事の前半にみえる村落組織全般に関する規定（一丙条相当部分）に注目し、その唐令逸文史料としての価値を論じたことがある。その詳細については、前掲(1)拙稿「唐代前期村落制度構造の再検討」20～30頁を参照。
- (7) 本稿で用いる主な文献史料について、『旧唐書』『新唐書』は中華書局標点本、『唐六典』は中華書局1992年標点本、『通典』は中華書局1988年標点本、『冥報記』『広異記』は『冥報記・広異記』（中華書局、1992年）、『文苑英華』は中華書局1966年影印本、『宋刑統』は中華書局1984年標点本、『文献通考』は中華書局1986年影印本、天聖令は天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校証『天一閣藏明抄本天聖令校証 附唐令復原研究』上下冊（中華書局、2006年）、『唐律疏議』職制律は律令研究会編『訳註日本律令』2・律本文篇上（東京堂出版、1975年）による。
- (8) 『通典』の編纂背景については、北川俊昭『『通典』編纂始末考—とくにその上献の時期をめぐって—』（『東洋史研究』第57巻第1号、1998年）を参照。
- (9) 杜佑『通典』200巻は、開元年間末の劉秩『政典』35巻の内容を増補・拡充したものであり、郷党条所引唐令も『政典』の時点で採録されていた可能性はあろう。ただし、『政典』・『通典』が成書された当時の令は開元25年令で共通しており、郷党条が引く「大唐令」は開元25年令を指すと考えられる。『通典』所引唐令の年次比定については、前掲註(5)仁井田陞『唐令拾遺』序説第2章「唐令拾遺採択資料に就いて」66～67頁を参照。
- (10) 『文献通考』の成書や刊行の背景については、北川俊昭『『文献通考』の版本について』（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊第15集〈哲学・史学篇〉、1989年）を参照。
- (11) 李浩「論里正在唐代鄉村行政中的地位」（『山東大学学报』〈哲学社会科学版〉2003年第2期）34頁。
- (12) 中田薫「唐令と日本令との比較研究」（『法制史論集』第1巻、岩波書店、1926年所収、初出1904年）652頁。
- (13) 前掲註(5)仁井田陞『唐令拾遺』222頁。
- (14) 前掲註(5)仁井田陞著、池田温編集代表『唐令拾遺補』522頁および1013～1014頁。
- (15) 該部分に関して、中華書局標点本『通典』では「勳官六品以下白丁清平強幹者」と校点を付していない。そのため、谷更有氏は「勳官」と「白丁」が異なる存在であることを説明して「勳官六品以下・白丁清平強幹者」に改めるべきことを主張した。谷更有「唐代郷職人員的動態分析」（『唐宋国家与鄉村社会』中国社会科学出版社、2006年所収、初出2005年）111～113

- 頁。しかし、その内容は前掲註(12)中田薫「唐令と日本令との比較研究」や前掲註(5)仁井田陞著、池田温編集代表『唐令拾遺補』の断句と同じである。またこれとは別に、中華書局標点本『通典』が「其村正取白丁充、無人処…」とする部分について、張玉興「唐代県級官府対郷里的控制与調適」(『唐代県官与地方社会研究』天津古籍出版社、2009年所収)225頁は「其村正取白丁充。無人処…」として村正の任用規定が独立した成句であることを強調する。しかし、これも『唐令拾遺補』の断句と同じであり、目新しい指摘ではなからう。
- (16) 勲官の品階は、『通典』巻40・職官22・秩品5・大唐条による。なお、勲官は官人として課役免除の身分であるが、里正等任用規定にみえる6品以下と5品以上との間には大きな差異があり、6品以下の子には資蔭も適応されず、白丁として扱われた。西村元佑「唐代前半期における勲官の相対的価値の消長と絶対的価値」(『愛知学院大学文学部紀要』第8号、1978年)228～226頁(逆頁)を参照。
- (17) 船越泰次「唐代均田制下における佐史・里正」(『唐代兩税法研究』汲古書院、1996年所収、初出1968年)351～352頁や前掲註(15)張玉興「唐代県級官府対郷里的控制与調適」225頁も、②の対象を里正・坊正の双方として理解する。参考までに挙げると、唐戸令第五条に対応する日本養老戸令第四条では、「里長・坊長、並取白丁清正強幹者充。若当里当坊無人、聽於比里比坊簡用。」とあり、里長・坊長ともに近隣の里・坊からの選出、任用を許可することを明記している。井上光貞他編著『律令』(日本思想大系新装版、岩波書店、2001年、初版1976年)225～226頁。
- (18) 前掲註(15)張玉興「唐代県級官府対郷里的控制与調適」225頁、前掲註(2)張国剛「唐代郷村基層組織及其演變」330頁を参照。
- (19) 任用規定の④にみえる「無人処」について、日野開三郎氏は「丁男に裕りの乏しい処、即ち管内戸口の少い小里・空坊・小村等の処」の意味とし、条件に合う人物がいない処と解することはできないとする。日野開三郎『唐代租調庸の研究』Ⅱ・課輸篇上(私家版、1975年)482～488頁。しかし、①と③にみえる里正・坊正・村正任用時の最低条件は「白丁」であり、任用候補者がいない処とはすなわち丁男の人数に余裕のない処である。そのため、条件に合う人物がいない処と解しても、日野氏の解釈と本質的に変わらない。また、②の「当里無人」の用例を踏まえれば、④の「無人処」の意味は該当の人物がいない処とするのが適当である。
- (20) 唐代丁中制の変遷と各時代の中男・丁男の年齢区分については、鈴木俊「唐代丁中制の研究」(『史学雑誌』第46編第9号、1935年)を参照。
- (21) 前掲註(5)仁井田陞『唐令拾遺』228～229頁、前掲註(5)仁井田陞著、池田温編集代表『唐令拾遺補』524頁および1016～1017頁。
- (22) 唐代前期の税負担全般は、堀敏一「均田制下の收取体系」(『均田制の研究』岩波書店、1975

年所収)を参照。また、これまでの研究で焦点となった雑徭については、濱口重國『秦漢隋唐史の研究』上下巻(東京大学出版社、1966年)所収の「唐に於ける兩税法以前の徭役労働」、「唐に於ける雑徭の開始年齢」、「唐に於ける雑徭の義務年限」、「唐の雑徭の義務日数について」の諸論文、吉田孝「雑徭制の展開過程」(『律令国家と古代の社会』岩波書店、1983年所収)、大津透「唐日律令制下の雑徭について」(『日唐律令制の財政構造』岩波書店、2006年所収、初出2005年)、渡辺信一郎「唐代前期賦役制度の再検討—雑徭を中心に—」(『中国古代の財政と国家』汲古書院、2010年所収、初出2008年)を参照。ただし、先行研究では必ずしも見解が一致していない部分もある。この他に雑徭の税負担については、前掲註(19)日野開三郎『唐代租調庸の研究』Ⅱ・課輸篇上、562～572頁に詳論されている。

(23) 唐代前期(武周時代を含む)の地方県城内に坊正が設置されていたことは、拙稿「武周村落制度史料の復元的研究—永清県文化館蔵「金輪石幢」の実見調査をもとに—」(『明大アジア史論集』第18号、2014年)、および拙稿「武周時代の村落制度と基層社会の人的結合—河南省輝縣市文物管理局蔵「百門陂碑」の分析を中心に—」(『法律論叢』第90巻第2・3合併号、2017年)を参照。

(24) これまでに知られる唐戸令復原条文、唐律条文などの法制史料では「坊正」として記載されており、「兩京坊正」とその他の坊正といった書き分けは行われていない。そのため、天聖賦役令唐15条において課役免除の対象が「兩京坊正」と限定的に記載される理由は、今もって不詳である。また、天聖雜令唐15条にも「兩京坊正」は雑任として登場しているが、その一方で天聖令殘巻中に「兩京」以外の坊正に関する規定は全く確認できない。なお、天聖令所附唐令と『通典』記載の唐令との間で文言が相違する事例については、戴建国「《天聖令》所附唐令為開元二十五年令考」(榮新江主編『唐研究』第14巻、北京大学出版社、2008年所収)13～14頁を参照。戴建国氏は、上記の令文相違の背景として、天聖令の依拠した唐令が後唐で行用された際に部分的に改変された可能性を示唆している。

(25) 天聖雜令唐1条によると、天聖賦役令唐18条に登場する職名のうち、光祿寺の奉觶と太僕寺の羊車小史は「皆取年十五以下」、漏刻生と漏童は「取十三、十四者充」とあり、これらは「茲十九放還」とある。また、嶽瀆齋郎は「取年十六以上中男充、二十放還」とある。執衣については、『唐六典』巻3・尚書戸部・戸部郎中員外郎条に「執衣並以中男充」とある。

(26) 戴建国「天一閣蔵《天聖令・賦役令》初探(下)」(『文史』第54輯、2001年)173～174頁、前掲註(22)大津透「唐日律令制下の雑徭について」228～230頁を参照。

(27) 西村元佑「唐代敦煌差科簿を通じてみた唐均田制時代の徭役制度—大谷探検隊将来、敦煌・吐魯番古文書を参考史料として—」(『中国経済史研究—均田制度篇—』東洋史研究会、1968年所収、初出1960年)558～561頁、570～571頁を参照。また、趙貞「敦煌吐魯番文書所見唐代

- “中男” 承担差役考」(『敦煌文献与唐代社会文化研究』北京師範大学出版社、2017年所収、初出2015年) 95～96頁、99～100頁にも同様の指摘がある。
- (28) ただし、稀な事例であるにせよ、白丁や残疾丁の村正就任者は存在しうる。その場合、村正就任による雑徭免除は、白丁にとって税負担の軽減を意味する。一方で、雑徭免除の残疾丁にとっては税負担の軽減に繋がらず、そこにどのような意味があるのか判然としない。また、もとより課役免除の勲官が、課役免除の里正・坊正に就任する際にも同様のことがいえる。
- (29) 唐「范隆仁墓誌」の図版と録文は、侯燦・呉美琳『吐魯番出土磚誌集注』(巴蜀書社、2003年) 下冊、507～508頁を参照。
- (30) 本碑の碑主「程府君」が程文英と考えられることは、趙鉞・勞格撰『唐御史台精舍題名考』(張忱石点校、中華書局、1997年) 60頁に指摘がある。
- (31) 唐代里正の別称である里長・里尹・里胥については、前掲註(2)拙稿「唐代郷里制下における里正の治安維持活動」34～37頁を参照。
- (32) 本史料は中村治兵衛氏が早くに注目しており、唐初における里正の存在を伝える史料として取り上げている。中村治兵衛「律令制と郷里制」(『中国聚落史の研究』〈中村治兵衛著作集3〉刀水書房、2008年所収、初出1986年) 72～73頁を参照。
- (33) 唐「天宝年間敦煌郡敦煌県差科簿」の図版と録文は、Tatsuro YAMAMOTO, Yoshikazu DOH I co-ed., *TUN-HUANG AND TURFAN DOCUMENTS CONCERNING SOCIAL AND ECONOMIC HISTORY*, II Census Registers (A) Introduction & Texts, pp. 115-130, (B) Plates, pp. 161-197, 201, THE TOYO BUNKO, 1985, 1984を参照。
- (34) 差科簿の年代や性格、郷名の比定や各郷の排列は、池田温『中国古代籍帳研究—概観—録文一』(東京大学出版会、1979年)の概観第三章「古代籍帳制度の完成と崩壊」を参照。
- (35) 本差科簿中の里正・村正就任者に言及する研究は比較的多いが、ここでは志田不動麿「唐代郷党制の研究」(『社会経済史学』第5巻第11号、1936年) 23～27頁、前掲註(27)西村元佑「唐代敦煌差科簿を通じてみた唐均田制時代の徭役制度」558～561頁、前掲註(2)孔祥星「唐代里正」58～59頁、石田勇作「唐・五代における村落支配の変容」(宋代史研究会編『宋代の社会と文化』汲古書院、1983年所収) 9～11頁を挙げておきたい。
- (36) 本差科簿中の里正・村正就任者を取り上げた先行研究には、録文の不備によって就任者の人数や身分などの情報が不正確なものがある。たとえば、王永興「敦煌唐代差科簿考釈」(『歴史研究』1957年第12期) 77頁、前掲註(15)谷更有「唐代郷職人員の動態分析」112～113頁、前掲註(15)張玉興「唐代県級官府对郷里的控制与調適」224頁、前掲註(2)張国剛「唐代郷村基層組織及其演变」330頁は、里正就任者の柱国子1人を誤って上柱国1人と記録する。また、前掲註(19)日野開三郎『唐代租調庸の研究』II・課輸篇上、488～489頁は、上柱国子3人を上柱

国3人として里正の任用規定に合わないと述べる。この他にも、張沢咸『唐五代賦役史草』（中華書局、1986年）371頁や齊濤『魏晉隋唐鄉村社会研究』（山東人民出版社、1995年）75頁は柱国子1人を誤って上柱国子1人と数えている。なお、前掲の王永興「敦煌唐代差科簿考釈」が『陳門問学叢稿』（江西人民出版社、1993年）に再録された際には、その最後で旧論文附載の録文を不正確として削除し、同書所収の「唐天宝敦煌差科簿研究」の録文を参照するよう注記した。しかし、谷更有氏、張玉興氏、張国剛氏の論文は王永興氏の旧論文に基づいており、2000年代以降の論文にかえて研究初期の誤りが踏襲されている。里正の任用規定と本差科簿との関わりを考える際には、これら先行研究の不備にも注意する必要があるだろう。

- (37) 前掲註(27)西村元佑「唐代敦煌差科簿を通じてみた唐均田制時代の徭役制度」631～636頁。また、品子については、速水大「勲官の負担と報酬—唐代の律令官制における勲官の位置—」（『唐代勲官制度の研究』汲古書院、2015年所収）257～259頁も参照。
- (38) 大津透「唐律令制下の力役制度について—日唐賦役令管見—」（『日唐律令制の財政構造』岩波書店、2006年所収、初出1988年）125頁は、65TAM42:90(a),91(a)「唐令狐鼠鼻等差科簿(?)」から貞観21(647)～24年(650)頃の里正3人の戸等の事例を取り上げ、中中戸1人、下上戸2人とあることから、元来里正の選出には戸等の高い者が選ばれていたとみなす。「唐令狐鼠鼻等差科簿(?)」の図版と録文は、唐長孺主編『吐魯番出土文書』参（文物出版社、1996年）111～112頁を参照。しかし、里正の戸等を伝える史料は吐魯番出土の上記の3例と敦煌出土の本差科簿の事例のみであり、前者の吐魯番出土史料から里正就任者の戸等の本来的な傾向を導き出すことは困難であろう。
- (39) 前掲註(34)池田温『中国古代籍帳研究』107頁を参照。本差科簿中で最年少である17歳の5人は、2人が「小男」、3人が「中男」と分けて記載されている。
- (40) 前掲註(27)西村元佑「唐代敦煌差科簿を通じてみた唐均田制時代の徭役制度」560頁、前掲註(19)日野開三郎『唐代租調庸の研究』Ⅱ・課輸篇上、489～490頁。
- (41) 以下に登場する唐代西州高昌県所属の郷・里については、張広達「唐滅高昌国後の西州形勢」（『文書・典籍与西域史地（張広達文集）』广西師範大学出版社、2008年所収、初出1988年）124～127頁、徐暢「敦煌吐魯番出土文献所見唐代城主新議」（『西域研究』2008年第1期）89頁を参照。
- (42) 李方「唐西州九姓胡人生活狀況一瞥—以史玄政為中心—」（季羨林等主編『敦煌吐魯番研究』第4巻、北京大学出版社、1999年所収）、李方「唐西州諸郷的里正」（季羨林等主編『敦煌吐魯番研究』第9巻、中華書局、2006年所収）196～198頁を参照。
- (43) 67TAM376:03(a)「唐西州高昌県諸郷里正上直暨不到人名籍」、64TAM35:41(a)-2「唐西州高昌県諸郷百姓配役官司名籍」の図版と録文は、前掲註(38)唐長孺主編『吐魯番出土文書』参、291

- 頁、490頁を参照。
- (44) 張雨「吐魯番文書所見唐代里正的上直」（朱玉麒主編『西域文史』第2輯、科学出版社、2007年所収）75～81頁を参照。
- (45) 説話研究会編『冥報記の研究』1（勉誠出版、1999年）356～358頁では、本史料の「鄭余慶」を『旧唐書』巻158と『新唐書』巻165に立伝され、元和15年（820）11月に75歳で死去した鄭余慶に比定し、生没年の不一致から本史料の内容は史実に矛盾するという。しかし、2003年に河南省洛陽市で出土した唐「鄭択言墓誌」には、「父余慶、皇朝監察御史、君即御史府君之少子」とあり、鄭択言（生没年は666～729年）の父として唐代前期の監察御史であった鄭余慶が確認できる。趙君平・趙文成編『河洛墓刻拾零』（北京図書館出版社、2007年）上、268～269頁を参照。『冥報記』に登場する監察御史の鄭余慶はこの人物と考えられ、唐代後半期に活躍する鄭余慶とは同名の別人であり、本史料の時代設定は正確であったとみてよい。
- (46) 表2に掲げた史料の典拠は、以下の通りである。65TAM42:90(a),91(a)「唐令狐鼠鼻等差科簿(?)」は前掲註(38)唐長孺主編『吐魯番出土文書』参、111～112頁、73TAMS04:36「陽土通墓誌」は前掲註(29)侯燦・呉美琳『吐魯番出土碑誌集注』下冊、482～483頁。書道博物館・東京国立博物館蔵「唐西州交河県名山郷差科簿」は前掲註(33)Tatsuro YAMAMOTO, Yoshikazu DOHI co-ed., *TUN-HUANG AND TURFAN DOCUMENTS CONCERNING SOCIAL AND ECONOMIC HISTORY*, II Census Registers (A) pp. 133-135, (B) pp. 207-211。唐代西州の里正の所属郷名の比定については、前掲註(42)李方「唐西州諸郷的里正」、および李方『唐西州官吏編年考証』（中国人民大学出版社、2010年）第5章「唐西州城郷里坊職役」を参照。
- (47) 史玄政の経歴については、前掲註(42)李方「唐西州九姓胡人生活状況一瞥」を参照。
- (48) 盧向前『唐代西州土地關係述論』（上海古籍出版社、2001年）71～72頁、劉再聡「從吐魯番文書看唐代西州県以下行政建制」（『西域研究』2006年第3期）46～48頁。
- (49) 拙稿「隋代郷里制下の里長について—「秘丹墓誌」を中心に—」（『東方学』第128輯、2014年）83頁。
- (50) 隋末唐初の群雄の一人である竇建徳は、武徳4年（621）7月に長安の市で処刑されており、享年は49であった。『旧唐書』巻54・竇建徳伝を参照。
- (51) 李燕捷『唐人平寿研究』（文津出版社、1994年）115頁。なお、李燕捷氏は史料に記録のない低年齢の死亡者が実際にはかなり多く存在したであろうことをあわせて指摘している。
- (52) 蔣愛花「唐人寿命水平及死亡原因初探」（『唐代家庭人口輯考—以墓誌銘資料為中心—』中央民族大学出版社、2013年所収、初出2006年）72～79頁、100頁。蔣愛花氏は墓誌の事例の大半は官僚層であるため、一般民衆の場合にはさらに年齢が低下することを推察する。
- (53) 唐代の耆老については、拙稿「『通典』郷官条の唐代村落制度記事について—法制史料との

関わりを中心に」(『法史学研究会会報』第19号、2016年)56～59頁を参照。

(54) 唐代の里正が犯罪の抑止から事件発生後の対応まで治安維持に関わる多様な職務を担ったことは、前掲註(2)拙稿「唐代郷里制下における里正の治安維持活動」37～44頁を参照。

(55) 漢代から唐代の社会における「老」年の設定については、必ずしも課役負担に関わる丁中制の「老」に限られず、訓誥・礼制・法制・宗教・医学・房中などの複数の分野において40歳、50歳、56歳、60歳、66歳などの異なる年齢基準が確認できる。そのなかでも、50歳は老衰が始まる時期として老年の最初に設定されることの多い年齢であった。漢唐間の「老」の分類については、林富士「伝統中国社会対於「老年」門檻的界定—以漢唐之間の文献為主的初歩探討—」(『中国中古時期的宗教与医療』聯経出版、2008年所収)を参照。

附記：本稿は、JSPS 科研費(課題番号 18K12526、18K01005)による研究成果の一部である。

(明治大学文学部兼任講師)